

## 14 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年3月25日

### 委員長

請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。御意見を願います。

協 議

### 村岡正嗣委員

議請第4号、5号について討論を認めていただきたく発言する。

4号の消費税増税の中止に関する請願については、これは社会的に大きな話題になっており、今議会の中でも、増税の影響を懸念する声が質問や知事の発言でもあった。その中で、中止を求めるといった意見そのものに賛成だが、是非、賛否両方から意見を述べる場を保証する必要があるので認めていただきたい。5号の特定秘密保護法の請願については、前回もこの場で発言したが、まだ一度も県議会の中でこの案件についての賛否、両方の側からの意見の表明の場がない。御承知のとおり、法律は通ったが施行はまだである。通って以降、反対を求める声が非常に広がっていることは、皆様御承知していると思う。そういう中で、埼玉県議会の中でもこの秘密保護法について、賛成、反対、その他の立場でもよいが、意見を表明する場が保証されるべきであるので、是非討論を認めていただきたい。

### 鈴木委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせており、今回の請願の内容からも、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。

賛成との声あり

### 高木委員

私たちの会派は、請願に対する討論は原則として行うべきだと考えている。繰り返し出てくるものではなく、新しく出される請願については討論を行うべきというのは当時の議論の中でも出てきている。そういった中で、議請第3号、労働者保護ルールの改善に関する請願については、労働法制が変わろうとしている中で重大な問題であるので、是非討論をさせていただきたい。

### 委員長

ほかに発言はあるか。

な し

それでは、議論が尽くされたようなので、討論を行うことの可否について、一括して採決することによいか。

了 承

これより、採決する。

議請第2号ないし議請第5号について討論を行うことに賛成の委員の起立を求める。

(起立少数)

(賛) 高木委員、山本委員、木村委員、村岡委員  
(否) 石井副委員長、塩野副委員長、斎藤委員、岩崎委員、宮崎委員、鈴木委員、長峰委員、野本委員、萩原委員、中屋敷委員、石田委員

起立少数である。

よって、討論は行わないことに決定した。

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会后、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。